

阪大病院地域薬学ケア研究会規約

- 第1条（目的） 本研究会は、大阪大学医学部附属病院（以下、阪大病院）と処方箋応需薬局の薬剤師が互いに協力し、協議会や研修会等を開催することで、阪大病院の外来患者並びに入退院患者の薬学的管理にかかる諸問題を解決し、患者に対して切れ目のない良質な薬物療法を提供することを目的とする。
- 第2条（名称） この会を阪大病院地域薬学ケア研究会と称する。
- 第3条（所在地） この会の事務局を大阪府吹田市山田丘2-15 阪大病院薬剤部内に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は阪大病院及び阪大病院の外来処方箋応需薬局の薬剤師ならびに運営委員が認めた者とする。
- 第5条（役員） この会に次の役員を置く。
運営委員若干名（うち代表運営委員1名、事務局担当者1名）
- 第6条（代表の選出） 代表運営委員は阪大病院薬剤部長とし、会の運営に責任を持つ。
- 第7条（共催） 研究会の運営は必要に応じて本研究会の趣旨に賛同する団体と共催することが出来る。
- 第8条（頻度と日時） 研究会の開催は、原則として年2回(毎年8月および2月の木曜日)とし、開催時間は18:30～20:30とする（ただし、世話人会での協議により都度、開催日時は調整のうえ決定する）。
- 第9条（開催場所） 研究会は、原則として大阪大学吹田キャンパス内(医学部または阪大病院の会議室等)で開催する。
- 第10条（開催形式） 研究会ごとにテーマを定め、原則としてパソコンおよび資料を用いたプレゼンテーションと質疑応答を行う。発表者は阪大病院と処方箋応需薬局の薬剤師各1名以上とし、必要に応じて薬剤師以外の講演を含めることが出来る。

※発表内容例) 薬薬連携における問題点と改善点、問題処方事例とその解決策、阪大病院における薬物療法(糖尿病、HIV、緩和、精神疾患、がん化学療法、移植患者、妊婦・授乳婦、自己免疫疾患、神経疾患、循環器疾患、小児疾患)、医療薬学研究の事例紹介、話題提供など。

令和2年3月12日制定

事務局連絡先：〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-15

阪大病院 薬剤部 薬務室

副薬剤部長 山本 智也

電話：06-6879-6002 FAX：06-6879-5999